

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から同年12月まで
② 平成2年4月から5年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私が夫婦の国民年金保険料を一緒にA市役所B出張所で納付していた。申立期間の国民年金保険料について、妻は納付済み記録となっているのに、申立期間①は未納、申立期間②は申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月当初から国民年金に加入し、満60歳に到達するまで申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである上、昭和60年度の保険料を追納している。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、国民年金制度発足の昭和36年4月から満60歳に到達するまで申請免除期間を除き、保険料を納付済みであることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間①については、申立期間が3か月と短期間であるとともに、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が一緒に納付したとする申立人の妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、「申請免除は一度行ったが、申立期間については覚えが無い。」と述べているものの、申請免除は国民年金被保険者からの申請に基づいて行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 年から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年9月まで

国民年金保険料未納の知らせを受けて、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、「一度は納めてあったのに、それが還付されたことになっている。」と言われた。しかし、還付の手続をした覚えも受け取った覚えも無いことから、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料還付整理簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録から、申立期間に係る国民年金保険料が昭和57年4月26日に還付処理されたことが確認できる。

しかしながら、特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和54年*月*日に初めて国民年金の強制適用被保険者の資格を取得し、その後、婚姻に伴い56年4月17日に任意加入被保険者に種別変更していることが確認でき、57年4月26日の時点において、納付済みであった申立期間の国民年金保険料を還付する合理的理由は見当たらず、当時の行政側の事務処理に不手際があったものと認められることから、当該期間については、国民年金保険料納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで
ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、昭和49年6月の1か月間の厚生年金保険が欠落していることが判明した。その時期は同年同月1日付けでA社B支店からA社本店へ転勤になっているが、その間も継続して勤務し、給料から雇用保険料、社会保険料を控除されていたことから、申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿、C健康保険組合の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年6月1日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明であるが、この申立てについては、明らかに事業所側の手続ミスと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和49年6月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日とすべき

ところ、誤って、同年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年1月
退職等により厚生年金保険から外れた際には、後から、その期間の国民年金保険料を納付してきており、申立期間のみが未納となっているのはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているものの、オンライン記録から、申立人は平成16年1月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、17年7月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、オンライン記録を見ると、平成15年10月、17年1月及び同年7月において、前職の離職等による被用者年金制度の被保険者資格の喪失に伴う国民年金未加入期間の適用勧奨手続を行っていることが確認でき、このうち、15年10月及び17年7月は勧奨に伴う国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できるものの、申立期間である同年1月については、保険料の納付記録は確認できず、適切に保険料納付が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は平成9年以降の基礎年金番号導入以降であり、国民年金記録に基づき国民年金保険料納付書が機械出力されることから、国民年金の未加入期間に係る納付書が発行されることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年2月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市の職員であった父が、病弱であった私の将来のことを考えて、きっちり納付をしてくれた。当時の領収書は紛失してしまい証拠となるものは無いが、几帳面きちょうめんで真面目な父が私の保険料を納付したことをはっきり記憶しており、未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「二十歳になった昭和63年*月に、父が国民年金の加入手続をしてくれた。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成4年2月3日以降に払い出されており、この時点では、申立期間のほとんどが時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の父は、「A市役所の窓口で納付書を受け取り、国民年金保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。」と供述しているところ、オンライン記録から平成4年4月27日に過年度保険料に係る国民年金保険料納付書が発行されていることから、当該時点で過年度納付が可能な期間は2年3月分以降であったものと考えられる。

さらに、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人及びその父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 15 日から 57 年 1 月 5 日まで
昭和 56 年 11 月 15 日から 58 年 7 月 25 日までA社に勤務していたが、このうち申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、当該事業所の回答及び同社において申立人の採用以前から現在まで継続して事務を担当している職員の供述により推認することはできる。

しかしながら、現在の事業所は、「関係書類が無く、当時の状況については不明である。」と回答しているものの、前述の事務職員は、「申立人の採用時に、申立人から諸般の事情により社会保険には加入したくないと強く要望され、結果的に厚生年金保険への加入が2か月ぐらい遅れた。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は連絡先不明のため、厚生年金保険の適用、保険料の控除について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 15 日から 35 年 5 月 20 日まで
② 昭和 35 年 5 月 25 日から 36 年 5 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 5 月(日付不詳)
から 37 年 5 月 20 日まで
④ 昭和 37 年 5 月 25 日から 38 年 5 月 20 日まで
⑤ 昭和 38 年 5 月 25 日から 40 年 5 月 20 日まで

昭和 33 年 5 月から 7 年間にわたり漁船に乗り A 業務を実施してきたが、社会保険事務所(当時)から船員保険の加入記録が確認できないと回答があった。当該船に乗っていたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、火災により船員手帳を焼失したと述べているほか、申立人の記憶が曖昧で当時の勤務実態は不明である上、元同僚及び船主からの聴取を行わないよう要望しており、申立期間当時の状況について関係者から具体的な供述を得ることはできない。

また、申立期間は 6 隻(船舶名不明 1 隻を含む)のほぼ連続した 84 か月と長期間であるが、船員保険被保険者名簿により、申立てに係る船舶が船員保険の適用事業所であった期間を見ると、後述のとおり、申立期間②から⑤に係る 4 隻については、被保険者期間が 1 か月から 7 か月程度であると確認でき、一隻当たりの被保険者期間は 12 か月以上であったとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人がすべての船舶に申立人と一緒に乗船していたと主張している当時の元同僚 9 人については、いずれの申立期間においても船

員保険被保険者名簿に名前が見当たらないほか、申立人が名前を挙げた船長二人のうち一人は、申立期間の一部において該当の船長として船員保険に加入している記録が確認できるものの、他の一人については申立期間において他の船舶の船長であることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

加えて、社会保険事務所の元職員は、「昭和40年代までは、A業務の乗組員において船員保険加入者はほとんど無く、昭和43年のB地震の後に、A業務の船員保険未加入問題が取り上げられたことを契機として、当時の社会保険事務所が船員保険の適用促進を図るようになった時代背景があった。」と証言している。

2 申立期間①について、申立人がC丸と主張する船舶については、船舶所有者名簿を確認したが、当該船舶が船員保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

3 申立期間②のD丸については、船員保険被保険者名簿により昭和35年4月から36年7月までの期間に船員保険被保険者資格を取得した42人について確認したが、申立人及び申立人が名前を挙げた元同僚9人の被保険者記録は見当たらず、船員保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

また、申立人は同船舶でA業務を実施したと主張しているが、同船舶は昭和34年1月からE業務であることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

なお、同船舶は昭和38年に船員保険の適用事業所では無くなっている上、申立人の要望により船舶所有者から申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

4 申立期間③のF丸については、船員保険の適用事業所として第1F丸及び第5F丸が確認できるところ、両船舶の船員保険被保険者名簿により、昭和34年8月から38年8月までの期間に被保険者資格を取得した48人について確認したが、申立人及び前述の元同僚9人の名前は見当たらず、船員保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

なお、両船舶共に昭和43年に適用事業所では無くなっている上、申立人の要望により船舶所有者から申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

5 申立期間④のG丸については、船員保険被保険者名簿を確認したが、当該船舶が船員保険の適用事業所であった期間は、昭和26年10月2日から35年12月29日までであり、当該期間については船員保険の適用事業所として確認できない。

6 申立期間⑤のH丸については、船員保険被保険者名簿を確認したが、

第5 H丸は昭和38年7月20日から41年8月1日までの期間にA業務で3回操業、第7 H丸は37年3月17日から42年5月12日までの期間にA業務で8回操業しているが、いずれの操業期間においても、申立人及び前述の元同僚9人の名前は見当たらない。

なお、両船舶共に昭和43年に船員保険の適用事業所では無くなっている上、申立人の要望により船舶所有者から申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

7 このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 4 日から 42 年 1 月 12 日まで
申立期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、船員保険への加入記録が確認できない旨の回答を受けた。
しかし、保険料を天引きされており、船員手帳でも雇入れが確認できることから、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の雇入契約及び元同僚二人の証言から、申立人が申立期間において、A丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、当時の船主及び事務担当者は既に他界しており、申立期間に係る申立人の勤務実態、船員保険の適用及び同保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできない。

また、元同僚は、「A丸には 15 から 16 人乗船していた。」と証言しているものの、船員保険被保険者名簿によると、昭和 40 年から 42 年までの期間において被保険者資格を取得した者は 4 から 5 人であることが確認できることから、当該船主は、乗組員のすべてを船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間に係る船員保険被保険者名簿によると、船員保険被保険者資格を取得した者は 4 人確認できるが、申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 15 日から 47 年 7 月 1 日まで
ねんきん特別便で昭和 46 年 5 月から 47 年 6 月まで、A社に勤めた記録が無かったので、社会保険事務所（当時）に記録照会したところ、記録が無い旨回答があった。当時は、A社で元同僚と二人で配達や集金など、B・C・D・E・F方面の小売店を回った。退職の際に厚生年金証書と離職票をもらった記憶がある。

申立期間すべてを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、現在のG社からは、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えがあり、申立人の被保険者資格取得日は昭和 48 年 7 月 1 日と記載されている。申立期間については、当社での厚生年金保険の加入記録は無い。賃金台帳、人事記録及び出勤簿等は保存期間の経過により現存しない。」との回答を得ている。

また、申立人が申立期間当時、一緒に配達や集金で小売店を回ったとして名前を挙げている元同僚は、「一緒に仕事はしたが、厚生年金保険加入については分からない。」と証言しているほか、当時の事業主は既に他界している上、当時の事業主の親戚である事務担当者は、「申立人のことは知っているが、申立期間当時に勤めていたかについては分からない。今の社長がその当時に事務を担当していたので分かると思うが、病気で寝たきりの状態で話せないと思う。」と述べていることから、厚生年金保険料の

控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における被保険者原票を確認したが、申立期間において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。